

令和6年度 第10回江津市農業委員会総会

日時：令和7年1月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農用地利用集積等促進計画について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、  
湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和6年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 令和7年初めての農業委員会です。改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。年末年始から日本海側を中心に東

北地方、北陸地方などで豪雪、今までの3倍以上の雪が降っており、交通や住民の生活に甚大な障害が出ているということに驚いています。今年は、山陰地方においても、これから寒気が襲ってくるかもしれません。われわれとしても十二分に準備をしておいたほうが良いと思う次第です。また、ご案内のように、昨年、地域計画を策定し、現在実行に移している所です。そうした中で、昨年末には地域農業を担う者としての位置づけをさせていただきました、スプラウト島根の安原社長がお亡くなりになりました。また、つい先日、長年に亘って農林水産行政に寄与され、地域農業を支えておられた釜瀬隆司さんが不慮の事故で亡くなりました。非常に残念に思っているところです。改めてお悔やみを申し上げたいと思います。こういう寒い時期のことですので、一人作業、あるいはヒートショックなど、十分に気を付けていただきながら、農作業やその他のお仕事をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ただ今より、令和6年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、野田推進委員、階本推進委員から欠席の連絡を受けております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、9番 深野委員、10番 山田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

#### 農用地利用集積等促進計画について

#### 《 都治町 》

会 長 日程第2 報告第1号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の報告について」です。

1番です。農地の所在は、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。



通れるくらいの細い道があります。この道を●●の●●を通過して約●●●m進むと、左側に申請地があります。譲渡人の●●さんのお宅が申請地の左側、譲受人の●●さんのお宅が右側の●●さんと記載のあるお宅です。3年前に●●さんが購入して居住しているとのことでした。●●さんと●●さんのお宅にも伺ってお話を聞きました。●●さんが高齢ということもあって、お子さんと一緒に住むということで転出することになり、空き家となるこの家屋も●●さんが購入するらしいです。それに付随して、農地も一緒にという事になったそうです。●●さんは現在、個人事業主で建設業を営んでおり、●●さんのお宅を購入して事務所にしたいという意向のようです。買われた農地については、先ほど事務局からも報告があったのですが、家庭菜園的に使用したいということで、自宅で食べる季節野菜の他にローズマリーやハーブ、レモンやゆずといった果樹を1本か2本植えたいとのことでした。現地の草刈り等は行って、芝生じゃないと思いますが、短い草が生えている状況で、耕作はされていませんでした。問題は無いと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1」については、可決されました。

#### 《 桜江町谷住郷 》

会 長 　次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、2番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●9番地●です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●番地●です。無償

譲渡です。状況としましては、譲渡人が高齢により耕作が難しいということで、親戚にあたる譲受人に譲渡するという事です。譲受人は耕作面積拡大のための農地取得です。少し訂正があります。経営面積ですが、記載間違いがありまして、上から1行目、2行目及び3行目です。4.6aのところは46.4a、2.6aのところは26.4a、1.9aのところは20.0aです。記載している桁が一桁間違っておりましてので訂正をお願いします。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員 位置図2ページをご覧ください。先ほど事務局から説明があったように、譲渡人が高齢でありますので、譲受人に所有権移転を行うとの事で、以前から農地の管理を任されていた●●氏に無償譲渡するようです。農地の場所は、谷住郷地内の●●●●●線から●●●●●線を●kmくらい●●方面に進んだところの右側です。道路沿いを川が流れておりまして、橋を渡った最初の土地です。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2」については、可決されました。

#### 農地法 第4条

#### 《 渡津町 》

会 長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請です。

番号は1番です。農地の所在は渡津町●●●番地、地目は畑、面積は●●●㎡、渡津町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、渡津町●●●番●、地目

は畑、面積は●●●㎡、渡津町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。申請人は●●●さん、●●●県●●市●●区●●●丁目●●番地●●〇です。転用目的は個人住宅の建築です。工期は昭和47年月日不詳となっており、顛末書が附されています。状況的には、昭和47年、48年、豪雨災害の際の緊急避難的に無許可で建築を行った家屋の敷地になっている土地ということでした。申請人が、昨年に相続登記を行って確認したところ、農地に住宅が建っていたということが判明したために、改めて農地法4条の許可申請を行うということでございます。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をお願いいたします。

1 番委員 位置図の3ページをご覧ください。場所をご覧のように、国道9号線バイパス渡津交差点から●●●●●●を進み、●●●●●の交差点から●●●●●に進み、●●●●●沿いの市道沿線に位置しています。1月15日午前中現地確認を致しました。記載してあります●●●番地と●●●番地については、現在は、●●●さんという方が13年前から借りて住んでおられ、次の●●●番●、●●●番●は10年くらい前から空き家になっているようです。建物以外の畑等については、●●●さんにお聞きしたところ、●●●さんが定期的に草刈り等の管理しており、畑も併せて耕作しているとのことでした。私が現地の確認を行った時には、空き家の方の草刈り管理をされておりました。先ほど事務局からあったとおり、相続して売却の話を進めようとした際に、地目が畑で、売却ができなかったようです。昭和47年は、ご存じのとおり、江の川の大氾濫があった年です。渡津地区も大きな被害を受け、その際に、この農地も転用手続きを行わずに急遽無許可のまま住宅を建ててしまったようです。この度、相続手続きを行い、転用されていなかったことが判明しました。豪雨災害後、50年という事もあり、市内の各地区で、江の川下流域の治水事業が急ピッチで進められているところです。状況を考慮し、ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

農地法 第 5 条

《 和木町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 ならびに 2 について」を一括議案といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請です。

番号は 1 番です。農地の所在は和木町●●●番●●、地目は畑、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。譲受人は、●●●●●●●●●● ●●●●● ●●●●●、住所は●●市●●●●町●丁目●●番地、転用目的は、駐車場及び資材置場です。対価は 10a あたり●●●●万●千円、工期は平成 5 年月日不詳からとなっております。申請地は平成 5 年から駐車場として貸借関係を結んでいたのですが、昨年、譲渡人が相続して確認したところ、農地を無許可で駐車場として使用していたという事が判明したため、改めての農地法 5 条の申請を行うということでした。

2 番です。農地の所在は和木町●●●番●●、地目は畑、面積は●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。譲受人は、同じで、●●●●●●●●●● ●●●●● ●●●●●、住所は●●市●●●●町●丁目●●番地です。転用目的は、駐車場及び資材置場です。対価は 10a あたり●●●●万●千円、工期は昭和 51 年 9 月からとなっています。こちらも昭和 51 年から駐車場として貸借関係を結んでいたようですが、平成 14 年に相続をした際も農地を駐車場として使用していたことに気がつかなかったということもあり、この度の譲受人からの所有権移転を申し出により認識し、1 番で報告した案件に併せての農地法 5 条の申請となりました。それぞれ顛末書が附されています。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 こちらの件も 1 月 15 日水曜の午後に確認をいたしました。場所は地図 4

ページをご覧ください。中央の下のあたりから右斜めに国道9号線と印字がありますが、ここは和木町で、●●●●●●や●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●が付近にあり、隣接に点滅信号がある三叉路があります。三叉路を北側に約●●m進むと左側に●●●●の●●があります。●●●●の●●付近の交差点を曲がって約●●m進んだ左側に申請地の●●●番●●と●●●番●●があります。両申請地とも、事務局からの報告のとおり、●●●番●●に関しては約50年、●●●番●●も30年以上は、現在の形状で使われていたとのことです。私も記憶が定かではないのですが、自分が子供の頃は、この辺りはほとんどが農地だったのです。昭和47、48年くらいから宅地造成が始まって、直後に●●●●さんが●●を建てられたときから、資材置場と駐車場として使われていたんじゃないかというように想像がつかます。すでに農地に回復するような現状ではなくて、整地、転圧して固まった土地に大きな石や資材が置いてあります。顛末書も添付されているということですので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1ならびに2について」は、可決されました。

#### その他

会 長 　次に、日程第6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がありましたらお願いします。

事務局 　ございません。

会 長 　その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

会 長 　以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和6年度、第10回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、2月21日金曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いない

ように、よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 40 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員